

議案第 10 号

令和 3 年度伊賀市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度伊賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内戸数		11,400 戸
(2) 年間総排水量		4,075,000 m ³
(3) 一日平均排水量		11,164 m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路整備費	30,681 千円
	処理場整備費	262,321 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第 1 款	下水道事業収益	2,576,736 千円
第 1 項	営業収益	683,412 千円
第 2 項	営業外収益	1,893,324 千円
		支 出
第 1 款	下水道事業費用	2,405,361 千円
第 1 項	営業費用	2,099,327 千円
第 2 項	営業外費用	279,924 千円
第 3 項	特別損失	910 千円
第 9 項	予備費	25,200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額922,345千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		705,895千円
第1項	国庫補助金		116,850千円
第2項	県補助金		55,390千円
第3項	負担金等		2,040千円
第4項	他会計補助金		356,028千円
第5項	企業債		105,700千円
第8項	基金取崩収入		69,887千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,628,240千円
第1項	建設改良費		553,362千円
第2項	企業債償還金		974,488千円
第5項	基金繰入支出		55,390千円
第9項	予備費		45,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 105,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	105,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

120,947千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1, 191, 240千円である。

令和3年2月10日提出

伊賀市長 岡 本 栄